

令和4年度食品等流通調査に関する 報告書

令和5年4月

農林水産省

目 次

I	食品等流通調査の概要	3
	・【参考】令和3年度ヒアリング調査結果の概要	4
II	令和4年度ヒアリング調査結果	6
	・取引の諸課題に関する傾向・解説	7
	・ヒアリング事業者の主な回答	11
III	優良事例	25
IV	事業者からの要望事項	28
V	食品等流通調査の全体総括	29
VI	参考	31

I 食品等流通調査の概要

1 調査の目的

農林水産省では、2018年10月に施行した「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（食品等流通調査）を実施している。

食品等流通調査は、食品等の流通段階で生じている課題等を明らかにし、少しでも食品等流通の合理化に繋がるよう食品関係事業者の取引を望ましい関係に改善することを誘因等することを目的としている。

調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導・助言、施策の見直しその他の必要な措置を講ずるほか、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると考えられるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとされている。

2 調査の実施方法

主に食品製造事業者から食品小売事業者までのサプライチェーンにおける各事業者に対して商慣習や取引実態について、事前にアンケートを送付し、その内容を基にヒアリングを実施した。

なお、令和元年度及び令和2年度に実施したアンケート調査については、2回の調査で一定の状況を把握できたことから、令和3年度及び令和4年度は実施していない。

3 関係法令

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）抄
（食品等流通調査）

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

2（略）

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

（食品等流通調査に基づく措置）

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（公正取引委員会への通知）

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

【参考】令和3年度ヒアリング調査結果の概要

1 調査実施概要

令和元年度及び2年度に実施した事業者へのアンケート調査では、商品の納入時の「取引価格や単価の決定」、「納品時間・期限の指定」、「物流コストの負担」などが主な取引上の課題としてあげられた。

また、令和2年度のヒアリング調査において物流に関する課題を多く伺ったことから、令和3年度の調査では納入事業者（農業者団体・製造事業者・卸売事業者）、小売事業者の事業間の取引課題だけでなく、それらに関わる物流事業者へのアプローチも加えサプライチェーンに係る食品関連事業者等に対して幅広くヒアリングを行い、更なる食品流通の課題抽出、実態等を明らかにし、課題解決の検討資料とすることを目的とした。

2 ヒアリング実施状況

農業者団体・製造事業者等3社・団体、卸売事業者18社、小売事業者9社、物流事業者11社の合計41の事業者に対してヒアリングを行った。

ヒアリングが難しい事業者からは文書での回答（3社）をいただいた。

【ヒアリング調査を行った業態（括弧内は文書回答数で内数）】

農業者団体・製造事業者等	卸売事業者	小売事業者	物流事業者
3	18(3)	9	11

3 ヒアリング調査小括

- 食品等取引における事業者間の価格決定について、買い手有利の一方的な価格決定については減少傾向だが、原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁への対応については課題が残っている。
- 価格転嫁については店頭での商品価格の上昇につながることから消費者への理解促進を図るために、適切な情報発信を行うことが重要である。
- 1／3ルール¹やリードタイム²等といった食品業界における商習慣の課題について、サプライチェーン全体としてコンプライアンス意識が高まり改善傾向にあるが、センターフィー³の料率設定など一部の取引においては依然、買い手と売り手の立場は対等ではなく買い手優位という状況となっている。これは、大手事業者より、中規模以下の事業者に顕著に表れており、双方で古き商習慣にとらわれ、特に売り手側は買い手の不興を買いたくないという意識が働き不適切な要求を受け入れている状況が見られる。
- 物流については、厳しい時間指定での納品、対価のない附帯作業など荷主側から不適切な要求であっても、物流事業者は対応せざるを得ない状況であり、また燃料費等の高騰なども含めてコストに見合った適切な運賃を請求できていない実態が存在している。2024年度からトラックドライバーに対して時間外労働の上限規制の適用など、物流現場では今までの当たり前が大きく崩れつつある状況に対して変革が急務であり、荷主側の意識改革も必要である。一方、ここ数年で物流事業者の立場が強くなり、値上げ交渉など受け入れざるを得ないとの意見も多く上がっており、物流に関する危機感を持った荷主も見受けられた。

¹ サプライチェーンにおいて存在する、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例。このルールのもとでは、賞味期限を基準とした厳しい納品期限を取引先より設定される場合がある。

² 発注を受けてから納品に至るまでのピッキングや輸送等にかかる時間のこと。リードタイムが短いことが夜間作業の増加や非効率な物流の原因にもなっている。

³ 物流センターを運営する小売事業者等が納入事業者に請求する物流センターの使用料。

4 令和3年度ヒアリング調査の結果に基づく協力要請について

昨年（令和4年）4月、当省は食品等流通法第28条の規定に基づく措置として、食品製造業、卸売業、小売業の関係団体に対し、令和3年度食品等流通調査の結果を踏まえ、食品等の取引の適正化に向けた協力要請の通知を発出した。

具体的には、令和3年度のヒアリング調査において、ヒアリング対象者のうち、特に納入事業者において、商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁について事業者間で継続的に交渉は行っているものの、難航していると回答する事業者が多くみられたことを紹介し、その上で現在、原油価格がおおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、昨今の為替相場における円安傾向や世界情勢等から、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の更なる上昇が懸念されること、こうした状況にあって、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することは重要であることに触れ、関係団体及び傘下の関係者に対して、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう、御協力いただきたいとの要請を大臣名で行った。

4 新食第256号 令和4年4月28日 各団体の長 殿 農林水産大臣 食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査の結果に基づく協力要請について 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、食品等の取引の適正化のため、令和3年度食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和3年度食品等流通調査」という。）を行い、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき、協力要請を行うこととしたので、下記の内容について、十分に御了解いただくとともに、食品等の取引の適正化に向けた一層の御協力をお願いする。 なお、このことについては、貴殿から傘下の関係者に対して周知願いたい。 記 1. 令和3年度食品等流通調査の結果について 令和3年度食品等流通調査では、令和3年7月から同年11月にかけて、納入事業者（農業者団体、製造事業者、卸売事業者等）、小売事業者及び物流事業者にヒアリングを実施したところである。 当該ヒアリングの結果、ヒアリング対象者のうち、特に納入事業者において、商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁について事業者間で継続的に交渉は行っているものの、難航していると回答する事業者が多くみられたところである。 なお、令和3年度食品等流通調査の結果の詳細については、別添の「令和3年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。	2. 令和3年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請について 現在、原油価格がおおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、昨今の為替相場における円安傾向や世界情勢等から、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の更なる上昇が懸念される。 こうした状況にあって、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することは重要である。 ついで、商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁についての交渉は難航していると回答する事業者が多くみられた上記の調査結果も踏まえ、貴団体及び傘下の関係者においては、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう、御協力いただきたい。 《参考》 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従って取り組むことが閣議了解されたところである。 また、内閣府、経済産業省、農林水産省等では、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組んでおり、2020年6月以降、7,000社を超える企業が宣言をされているところである。 【参考URL】 ・パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト https://www.biz-partnership.jp/
---	--

■【参考】パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）

令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府横断的な転嫁対策に取り組んでいる。

Ⅱ 令和4年度ヒアリング調査結果

1 調査趣旨

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響は依然として続いている中で、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移しているとともに、円安の進行により原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の更なる上昇が懸念される状況である。

また、上記に加え、令和3年度食品等流通調査の「原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁への対応については課題が残っている。」という調査結果を踏まえ、令和4年度は特に、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇分の転嫁の取引実態の把握を中心に行うこととした。

調査対象として、農業者団体、食品製造事業者、卸売市場関係者（卸売業者・仲卸業者）、食品卸事業者、小売事業者、物流事業者に加え新たに**包装資材事業者を対象**とし、これまではサプライチェーン全体を対象としながらも、小売事業者と納入事業者（農業者団体・食品製造事業者・卸売業者・仲卸業者・食品卸事業者）という切り口で調査を行っていたが、他の行政機関との意見交換も踏まえ、**納入事業者間の取引や包装資材事業者と納入事業者との取引**におけるパートナーシップについても調査を行うこととした。

2 調査実施状況

農業者団体8団体、食品製造事業者13社、卸売業者10社、仲卸業者9社、食品卸事業者15社、小売事業者（ドラッグストア含む。）25社、物流事業者6社、包装資材事業者4社の合計90の事業者に対して調査を行った。

調査方法としては対面およびWEBでのヒアリング調査（80社）、ヒアリングが難しい事業者からは文書での回答（10社）をいただいた。

【調査を行った業態（括弧内は文書回答数で内数）】

農業者団体	食品製造事業者	卸売業者	仲卸業者	食品卸事業者
8	13(2)	10	9	15

小売事業者	物流事業者	包装資材事業者
25 (4)	6 (4)	4

3 取引の諸課題に関する傾向・解説

取引の諸課題について「価格決定（価格転嫁の状況）について」、「電子取引について」、「商慣習について」、「物流について」の4つを挙げ、ヒアリング調査で明らかになった傾向を整理した上で、それぞれの項目に関する解説としてパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）及び食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン等を参考に事業者間の望ましい取引のあり方を提示する。

① 価格決定（価格転嫁の状況）について

■傾向

前年度の調査では、原材料費等の高騰を理由とした価格転嫁への対応について課題が残っていたが、本年度のヒアリング調査においては、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の変化や円安等で原材料価格が高騰している状況であることから、**一般の原材料価格の高騰に伴う価格転嫁については取引先の理解が進んでおり一部受け入れてもらえている**と回答する納入事業者が多かった。

一方で、物流費、労務費等の**コスト上昇分のすべては転嫁できず**、各業者の企業努力で対応しているとの声も多かった。

また、値上げは受け入れてもらったものの、**値上げまでに時間を要する**場合があり、その期間は納入事業者が負担しているとの声もあった。

生鮮食料品については、市場取引だけでなく、相対取引においても**市場価格を参考に価格（相場）が決定**されるため、肥料等の生産コスト上昇分の転嫁は難しく今後の課題と回答する事業者が多くみられた。

なお、電気代等エネルギーコスト上昇分については、商品価格はあくまで仕入原価に対しての粗利率で計算しているため、**全ての業種で価格転嫁せず自社で吸収**していると回答する事業者が多かった。

包装資材事業者と食品製造事業者間の取引においては、今までは原油価格が高騰しても食品製造事業者側の理解が得られず値上げは難しかったが、今回は、食品製造事業者自身も原材料高騰の影響を受けているため、比較的**理解が進み、値上げが受け入れられやすい環境になっている**といった声が多かった。

■解説

【食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン】

「原材料価格、労務費、物流費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。また、合意がない事項については外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう製造業者と小売業者が十分に協議を行うことが望ましい。」とされている。

【パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ】

「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。」とされている（詳細は本調査報告書 31 ページ参照。）。

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

「下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。」とされている。

② 電子取引について

■傾向

前年度の調査では、ヒアリング対象者が行う受発注については主に加工食品の分野で E D I（電子取引）が主流となっているが、生鮮や小規模の企業を中心に、現在も手書きでの発注、電話、F A X等の方法をメインに取引している場合があるといった結果であった。本年度の調査でもシステムを導入する事業者が増加しているが、依然として小規模の企業は電話や F A X を主としている事業者が多く存在し、特に生鮮食料品を取り扱う事業者や個人経営の外食事業者、給食を提供する病院や学校等では F A X を利用して発注しているところが多い傾向があった。

システムを使用しない理由としては、扱う品種・物量が少ないためシステムを利用するメリットを感じていない、現状で不自由していない、現状を好み変化を嫌うといった声があった。

卸売市場関係者では、電話や F A X を主としつつも、近年 LINE 等の連絡アプリを用いる事業者が増加している。

小売事業者においては、需要予測機能が備わっている自動発注システムを導入し、業務効率化を図っているところを確認できた。

また、前年度の調査では、取引先毎に仕様が異なり受け手側の管理が煩雑となっていることが明らかになったが、本年度の調査においても、小売事業者毎に使用するシステムが異なって、共通化されていないため、納入事業者の業務は煩雑となっており負担に感じている事業者の声が多く、現状も課題とされている。

■解説

流通ビジネスメッセージ標準®運用ガイドラインでは、「各社独自のメッセージフォーマットが存在することで、企業間、業界間で無駄なシステム投資、非効率な業務対応が発生している。」「生鮮商材では、電話・F A X による受発注がまだ多く、E D I 化による取引業務の効率化が望まれる。」ことが課題として挙げられており、「小売業を取り巻く電子商取引の方式を整備・標準化し、製・配・販 3 層一連での業務効率の向上を図る。」ことが求められている。

また、加工食品卸売業者が加盟する業界団体である（一社）日本加工食品卸協会の 2021 年度の事業計画では「メーカー・卸間は業界 VAN が機能し、効率化が実現されているが、卸・小売間では多数の E D I が存在し、通信手段、フォーマットを含めた標準化が遅れている」ことが課題とされ、E D I の共通プラットフォームの構築を進めるとしている。共通プラットフォームの構築により個社毎のシステム開発を減らす等、多種多量の商品を扱う食品業界において、情報処理に係るコストの削減を協調領域として取り組むことが重要な課題となっている。

③ 商慣習について

■傾向

リードタイムについて、ヒアリング対象者の中には、受注した翌々日納品とし余裕のある体制作りの構築に努めている事業者も増えており、厳しいリードタイムの改善が図られつつある傾向の一方で、日配品については賞味期限が短く、商品の回転も速いため、受注した当日または翌朝納品となっている事業者が多い。このため、納入事業者は計画的な生産を行うことができず、見込み生産となり、食品ロスの発生要因の1つとなっている。

1/3 ルールについては、未だ業界として商慣習となっていると感じる事業者が多くいるものの、一部事業者の間では、食品ロスの観点から、賞味期限が 180 日以上の商品において実験的に 1/2 ルールを適用する等、納品期限の厳しさは緩和傾向にある。

また、ヒアリング対象者においては、どの業種においても、食品ロスの削減を図るため、賞味期限の短い日配品を除き、年月日表示を年月表示に変更しても特段問題はないとの意見が多かった。

この問題については、一部は 1/2 ルール、一部は 1/3 ルールといった商品毎及び小売事業者毎に対応の相違が生じないように、統一的な対応を食品業界全体で行うことが重要であるという回答もあった。

■解説

【食品ロスの大臣発言について】

我が国においては、年間 522 万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これを削減することが重要な社会的課題となっている。あわせて、食品原材料価格が高騰する中、コストの削減と値上げ幅の緩和を図っていくためには、期限内食品を消費者に売り切り、それでも発生する期限内食品を生活困窮者に寄附していくことが社会全体で強く求められている。

このような問題意識の下、令和 4 年 9 月 9 日の物価・賃金・生活総合対策本部において、農林水産大臣から、期限内食品ロスの最小化対策の強化について方針を示したところ。

また、同年 9 月 29 日には、フードバンク全国団体等及び食品企業の関係者間での意識と課題の共有をするための意見交換会を開催し、農林水産大臣から、以下の取組の徹底・拡大のお願いを内容として、食品製造流通事業者の皆様へのメッセージを発出した。

- ① 厳しい納品期限を見直すこと
- ② 賞味期限の安全係数は 0.8 以上を目安とすること
- ③ 賞味期限が 3 ヶ月を超える食品の賞味期限表示の「年月」の大括り表示を行うこと
- ④ 期限内にもかかわらず消費者への販売に至らない食品をフードバンクやこども食堂に寄附すること
- ⑤ 企業の定期情報開示において、食品ロス削減の取組を情報発信すること

【フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）について】

フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を将来にわたり維持発展させるために、まずは喫緊の課題である「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）、配（卸売業）、販（小売業）の三層でそれぞれの立場および個社の事情を超えて議論し、社会実装することを目的とした「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト」が令和 4 年 4 月に設立された。

具体的な取組としては、①賞味期限 180 日以上商品の小売業への納品期限を賞味期限 1/2 残しに統一、②定番発注締め時刻を小売業－卸売会社間を 12 時に前倒し、卸売会社－メーカー間を 15 時に後倒し、③特売・新商品の小売業－卸売会社間の確定発注を納品日 8 日前までの適正リードタイム確保と追加発注の抑制について、せまる 2024 年 4 月 1 日を意識しながら製配販それぞれの取組についてマイルストーンを立ててプロジェクトを進めている。

④ 物流について

■傾向

原油価格等が高水準で推移している中で、どの業種も物流費の上昇分を商品価格にほとんど転嫁できておらず、企業努力で吸収している事業者が多かった。

また、物流事業者からは原油価格高騰のため燃料サーチャージ的な対応は理解いただいているが、基本的な運賃の値上げについては、昔からの取引慣行を前面に出され価格交渉が難しい状況にある。

以前から卸売市場や物流センター等への納品時の荷待ちは問題視されているが、近年、予約システムの導入に取り組んだり、取引先とのこまめな調整を行うことで改善に向かっていると感じる事業者も多数確認された。

荷積み・荷下ろし等の附帯作業については、ホワイト物流の観点から、契約の書面化や附帯作業までを含んだ契約への見直しを行った事業者がいる一方で、現在も昔からの慣習で、契約に含まれていない附帯作業をサービスで依頼している事業者もいた。

物流費の値上げや附帯作業の改善について、取引先へ要求することで競合他社へ契約を切り替えられることを恐れ要求できていない事業者もあり、2024 年問題を見据えた物流業界の課題となっている。

■解説

【2024 年問題について】

ワークライフバランスや働き方改革は業種分野を越えて取り組みが進んでいるが、自動車運送業界は担い手不足が最も深刻な業界の一つである。トラックドライバーの働き方改革に向けて様々な制度が措置されており、なかでも労働基準法に基づく時間外労働時間の上限を年間 960 時間とする規制が 2024 年 4 月 1 日に適用される。なお、この 960 時間という水準は自動車運転業務について適用されるもので、一般則は 720 時間となっており、自動車運転業務も将来的な一般則の適用に向け引き続き検討することとされている。

【標準的な運賃について】

国土交通省では、令和 2 年にトラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示した。全日本トラック協会発行の日本のトラック輸送産業現状と課題においても、標準的な運賃は「トラック運送事業者が事業継続に必要なコストに見合った適正な対価を収受し、ドライバーの労働環境の改善を図り、ドライバーの賃金水準を全産業並みに引き上げるとともに、会社として法令遵守を徹底するなど、持続的なトラック輸送の確保につながること」への期待がされており、積極的な活用に向けた荷主の理解が望まれる。

【契約の書面化について】

国土交通省が策定しているトラック運送業における書面化推進ガイドラインにおいて、「契約にない附帯業務の防止等、現場でのトラブルを回避することができる」ことや「事前に積込・取卸料や附帯業務料等を明確にすることで適正な運賃・料金を収受することができる」こと等が契約の書面化によって期待される効果とされている。

【「ホワイト物流」推進運動について】

「ホワイト物流」推進運動とは、深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活・産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、以下に取り組む運動である。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や 60 代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現